

議案第 90 号

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入に係る手数料の設定及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

所沢市水道事業給水条例（昭和36年告示第76号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 指定給水装置工事事業者手数料

種別	単位	金額
指定	1件につき	10,000円
指定の更新	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付	1件につき	1,200円

(2) 設計審査手数料

工事種別	口径	単位	金額
新設	25ミリメートル以下	1件につき	1,500円
	25ミリメートル超	1件につき	3,000円
	50ミリメートル以下		
	75ミリメートル以上	1件につき	10,000円
改造、修繕、撤去		1件又は1栓につき	300円

(3) 工事検査手数料

工事種別	口径	単位	金額
新設	25ミリメートル以下	1件につき	1,500円
	25ミリメートル超	1件につき	3,000円
	50ミリメートル以下		
	75ミリメートル以上	1件につき	10,000円
改造、修繕、撤去	25ミリメートル以下	1件につき	300円
	25ミリメートル超	1件につき	600円
	50ミリメートル以下		
	75ミリメートル以上	1件につき	2,000円

第28条第1項第4号を削り、同項第5号中「第31条第2項」を「第31条第2項ただし書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。